ウェルネス・ヘルスケア学会会則

（名称）

第１条　本会は，ウェルネス・ヘルスケア学会（以下「本会」という。）と称する。

　　　　この会の英文名は，Wellness and Health Care Societyとする。

（事務局）

第２条　本会の事務局は，金沢大学医薬保健研究域保健学系内　金沢市小立野５丁目

１１番８０号（以下「保健学系」という。）に置く。

（目的）

第３条　本会は，保健学の学術研究の質的向上を図るとともに，保健学の進展に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は，第３条の目的を達成するため，次の事業を行う。

(1) 総会

　(2) 学会誌の発行

　(3) 本会の目的を達成するために必要な事業

　(4) その他必要な事業

（会員）

第５条　本会は，次の会員を置く。

(1) 正会員　　本学会の主旨に賛同する者

(2) 賛助会員　個人及び団体で，所定の手続きを行い，理事会の承認を得た者

（入会）

第６条　会員になろうとする個人または団体は，入会申込書を理事長に提出し，理事会での承認をもって入会とする。

（会費）

第７条　本会の会員は，細則に定める会費を納入しなければならない。

２　既納の会費は，返還しない。

（退会及び会員資格の喪失）

第８条　本会を退会しようとする者は，その旨を本会の事務局へ届け出なければならない。なお，３年間会費を滞納した者は，会員の資格を喪失するものとする。

（総会）

第９条　総会は，理事長の招集により事業年度終了後に年１回開催する。

２　総会は，次の事項について理事会の議決または承認を経て報告する。

1. 事業
2. 予算・決算
3. 会則の改正
4. その他重要な事項

（役員）

第10条　本会に次の役員を置く。

(1) 理事１０名程度

(2) 監事２名

２　理事のうち１名を理事長，１名を副理事長とする。

３　理事長及び副理事長は，理事の中から互選で選出する。

４　理事は，正会員であることを必要とする。

５　監事は，理事の職務の執行を監査するため，会員の有無に係らず，理事会が認めたものとする。

（役員の職務）

第11条　理事長は，会務を総括し，会議の議長となる。

２　副理事長は，理事長を補佐し，理事長に事故があるときは，その職務を代行する。

３　理事は，細則に掲げる会務を分掌する。

４　監事は，職務の執行及び会計について監査する。

（役員の任期）

第12条　第10条第１項の各号に掲げる役員の任期は２年とし，再任を妨げない。なお,任期は３期を限度とする。役員の定年は65歳とする。

（理事会）

第13条　本会に，理事会を置く。

２　理事会は，全ての理事及び監事をもって構成する。

３　理事会は，業務執行の決定を行う。

４　理事会は，理事長が招集する。

附則

本会則は平成１３年４月１日から施行する。

附則

本会則は平成１８年４月１日から施行する。

　附則

本会則は平成２０年３月１２日から施行し，平成２０年４月１日から適用する。

　　　附則

　本会則は平成２６年４月３０日から施行する。

　　　附則

　本会則は平成２７年５月２０日から施行する。

附則

　本会則は平成２９年２月１５日から施行し，平成２９年４月１日から適用する。